

山形市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

山形市教育委員会

目 次

	ページ
1 計画の趣旨・現状	1
2 目標	2
3 計画の期間	2
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、山形市教育大綱の基本理念「郷土を誇りに思い いのちが輝く人づくり～山形らしさの継承 発展 そして発信～」のもと、山形市学校教育の基本理念に「感動」「感謝」「信頼」を掲げ、めざす子ども像「豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、主体性や創造力にあふれる子ども」、めざす学校像「感動・感謝・信頼にあふれた学校」の実現を目指している。

本計画は、めざす子ども像・めざす学校像の実現や具現化を図るため、本市の市立学校に勤務する全ての教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じながら職務に向かうとともに、これまで以上に生き生きと働くことができる環境を整備し、教育活動のさらなる充実に向け策定するものである。

(2) 本市の現状

○ 本市では、山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期）を受け、教育職員一人一人のライフワークバランスの実現に向け、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市の令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合（平均）	月80時間を 上回る割合（平均）
小学校	月29時間	14.9%	0.0%
中学校	月34時間	25.3%	0.0%
高等学校	月47時間	44.8%	13%

※在校等時間・・・教育職員が校内に在校している時間及び校外での勤務時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

○ 中学校・高等学校において時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が多くなっている。これは、特に部活動に係る業務の負担が大きく影響していると考えられる。山形市における部活動の方針の遵守、さらに、中学校における休日の部活動の地域展開を進めることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のための必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

- 本計画において達成する目標は、以下のとおりとする。
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合を 1 0 0 %にすることを旨とする。
 - ・ 1 年間に於ける 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にすることを旨とする。
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・ 年間の年次有給休暇の取得を 1 2 日以上にすることを旨とする。
 - ・ ストレスチェックに於ける高ストレス者の割合を前年度より減少させる。
 - ・ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築・指導力の向上や専門性の発揮などにより、教育職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを旨とする。

3 計画の期間

令和 8 年度から令和 1 0 年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
 - (1) 業務の見直し
 - ◆ 登下校時の通学路に於ける日常的な見守り活動等
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間や勤務開始時間の見直しの検討を促す。保護者・地域住民との連携を図り、学校外の方々による通学路の見守り活動を推進する。
 - ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が困難な事案への対応
 - ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、教育委員会等の行政機関の責任に於いて当該苦情等に対応できる体制を構築する。
 - ◆ 調査・統計等への回答
 - ・ 校務支援システムの機能やウェブサイト等を活用することによって調査に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 学校事務体制の強化のため、引き続き事務連携・共同を実施する。

- ◆ 学校のウェブサイト・I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ I C T教育支援員等の積極的な活用を推進し、業務負担を軽減する。
- ◆ 部活動
 - ・ 山形市における部活動の方針の遵守を指導する。
 - ・ 令和8年度中に、各校の状況に応じ、中学校における休日の部活動の地域展開を進める。
 - ・ 高等学校における部活動数及び競技種目の再検討を進める。
- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・ 授業準備や採点作業等の補助的な業務については教員業務支援員等が中心になって行うことを推進する。
 - ・ 校務支援システムの機能等の活用を推進することによって、授業準備や成績処理等に係る業務負担を軽減する。
- ◆ 生成 AI の活用
 - ・ 進学や就職の進路指導の面接練習において生成 AI を活用し、多くの生徒に一齐に指導できるようにするなど、生成 AI の有効活用を推進する。
- ◆ 学校行事の準備・運営
 - ・ 学校行事の準備・運営、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員、教員業務支援員等との協働を推進する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、専門的な知見を活用するなどし、教育職員と多様な関係職員との連携・協働した支援を進める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編制されている場合には、見直しを行う。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。清掃時間やその頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により公務の効率化を図る。「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を実施し更なる効率化を図る。
- ・ 勤務時間外の留守番電話対応や電話の録音機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェック実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の公式ホームページで校種別に公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校だけでは解決できない児童生徒等の支援について、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム等で把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた具体的な取組を実施する。